

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第727号）

2024年6月28日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

生態環境部など、カーボンフットプリント管理体制の確立に向けた実施方案を公表

生態環境部は2024年6月4日、国家発展改革委員会、工業情報化部などと連名で、『カーボンフットプリント管理体制の確立に関する実施方案』を公表しました。この方案は、カーボンフットプリント(CFP)管理体制の構築に向けて、27年と30年までの活動目標を示した上、規則・標準の整備や国際標準との整合化、政策支援などの面から22の措置を打ち出しました。そして、電力や石炭、鉄鋼、水素、リチウム電池、新エネルギー自動車、太陽光発電などの重点分野に照準を合わせ、CFP算定ルールを優先的に策定することを明記しました。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 『交通輸送における大規模な設備更新の行動方案』の公表に関する交通運輸部等13部門の通知（交通運輸部など、6/7）

地方政策

- ✓ 『上海税関2024年の越境貿易利便化促進に向けた特別活動の若干措置』の公表に関する通知（上海市商務委員会など、6/3）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

生態環境部など、カーボンフットプリント管理体制の確立に向けた実施方案を公表

生態環境部は 2024 年 6 月 4 日、国家発展改革委員会、工業情報化部などと連名で、『カーボンフットプリント管理体制の確立に関する実施方案』¹(以下、方案)を公表しました。方案は『2030 年までの炭素排出ピークアウト行動プラン』(国務院 21 年 10 月公表)²を着実に実行するためのものであり、カーボンフットプリント(CFP)管理体制の構築により、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの目標達成を目指すとしています。この方案は、27 年と 30 年までの活動目標を示した上、規則・標準の整備や国際標準との整合化、政策支援などの面から 22 の措置を打ち出しました。そして、電力や石炭、鉄鋼、水素、リチウム電池、新エネルギー自動車、太陽光発電などの重点分野に照準を合わせ、CFP 算定ルールを優先的に策定することを明記しました。

27 年までの目標については、「CFP 管理体制が初歩的に確立される。国際標準並みの国家製品 CFP 算定汎用標準を策定・公表し、100 件前後の重点製品 CFP 算定規則標準を策定・公表し、製品の CFP 関連データベースと CFP マーク認証・分類管理制度を初歩的に構築し、重点製品 CFP 関連規則の国際ルールとの整合化に積極的な進展を遂げる」としています。

30 年までの目標については、「CFP 管理体制がさらに完備され、利活用シーンがより豊富になる。200 件前後の重点製品 CFP 算定規則標準を策定・公布。カバー範囲が広く、データ品質が高く、国際的影響力がある製品 CFP 関連データベースを基本的に構築し、製品の CFP マーク認証・分類管理制度を全面的に確立する。製品の CFP 算定規則、データベースと CFP マーク認証制度は段階的に国際ルールと整合性をとり、製品 CFP 国際規則の策定に実質的に参加する」としています。

この他、CFP 管理体制の構築に向けて、政府部門間の連携、地方政府と業界団体、企業などの協働、政策・成功事例などの広報強化にも言及しました。

この方案の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 方案の主な内容

項目	主な内容
①CFP 管理体制の健全化	<p>1. 製品の CFP 算定汎用標準を公表</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 製品の CFP 国際汎用算定方法と標準の現地化を行い、国家製品 CFP 算定汎用標準を策定・公表し、製品の CFP 算定方法と範囲、公表形式、データ品質とトレーサビリティに対する要求などを明確にする。 <p>2. 重点製品の CFP 算定規則標準を公表</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 電力、石炭、天然ガス、燃料油、鉄鋼、電解アルミニウム、セメント、化学肥料、水素、石灰、ガラス、エチレン、合成アンモニア、炭化カルシウム、メタノール、リチウム電池、新エネルギー自動車、太陽光発電と電子機器などの重点製品に照準を合わせ、優先的に算定規則標準を策定・公表する。▶ 団体標準を先行試行し、段階的に業界標準もしくは国家標準に移行する原則に基づき、重点製品の CFP 算定規則標準を策定する。業界主管部門は関係部門と共同で団体標準推薦リストを公表する。実施効果が良好な団体標準を業界標準もしくは国家標準に採用する。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202406/t20240604_1074986.html?keywords=

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 578 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0630-XF-0105.pdf>

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容	
①CFP 管理体制の健全化	<p>3. 健全な製品 CFP 関連データベースを構築</p> <p>➢ 国家温室効果ガス（GHG）排出データベースに基づき、基幹エネルギー、コモディティ及び原材料、半製品、交通輸送などの重点分野に焦点を当て、国家製品 CFP データベースを構築する。データベースの充実を図り、研究機関、業界団体、企業が製品の CFP データを報告するよう指導する。業界主管部門、条件を具備する地域、業界団体及び企業などは必要に応じて法令規則に基づきデータ資源を収集・整理することが可能である。</p>	
	<p>4. 製品 CFP マーク認証制度を確立</p> <p>➢ 製品 CFP マーク認証管理規則の策定を検討し、適用範囲、マーク様式、認証手続き、管理要求などを明確にする。製品 CFP の認証目録と実施規則の策定を検討する。</p>	
	<p>5. 製品 CFP 分類管理制度を確立</p> <p>➢ 政府部門は重点業界と分野ごとの製品 CFP 分類算定と管理業務の展開を模索する。企業が関連標準と要求を参照して自社とサプライチェーンの CFP 算定を行うことを奨励する。</p>	
	<p>6. CFP 情報開示制度の確立を模索</p> <p>➢ データ安全と知的財産権を保護することを前提に、企業が段階的に環境・気候変動情報の開示、サステナ関連情報の開示もしくは外部認証・評価などの方式で製品 CFP 算定結果と報告を公表することを奨励する。</p>	
	②CFP 業務活動に総力	<p>7. 政策支援と協働を強化</p> <p>➢ 製品の CFP に対する要求を貿易、財政、金融、産業などの政策に盛り込むことを推進する。製品 CFP をグリーンサプライチェーンと製品などの評価対象に組み入れることを奨励する。</p> <p>➢ 製品の CFP と炭素排出権取引、温室効果ガス自主排出削減取引、環境影響評価などとのアクセスを促進し、炭素排出削減を共同で推進する。</p>
		<p>8. 金融支援を強化</p> <p>➢ 資金調達者が製品の CFP に加え、プロジェクトの炭素排出量を効率的、正確に算定し、グリーンファイナンスと移行金融サービスに必要な情報を提供することを奨励する。</p> <p>➢ 金融機関がコンプライアンスを遵守し、リスクコントロールが可能であることを前提に、CFP 情報に基づき金融商品及びサービスを充実させることを奨励する。</p> <p>➢ 投資会社及び評価機関が、製品の CFP を ESG（環境、社会、ガバナンス）及びサステナビリティ・デューデリジェンスに組み入れることを奨励する。</p>
<p>9. 利活用シーンを充実・拡大</p> <p>➢ 製品の CFP に関する要求を政府調達標準に適時に組み入れ、政府と国有企業が CFP の低い製品の調達と普及・応用に注力することを奨励する。</p> <p>➢ 電子製品、家電、装饰材料、自動車などの消費財に力点を置き、消費財分野における製品の CFP マークの普及・応用を段階的に推進し、売り場や EC プラットフォーマーなどが製品の CFP マークを自ら表示するように促し、消費者が低炭素製品を購入・使用することを奨励する。</p>		
<p>10. 地方での試行と政策革新を奨励</p> <p>➢ 条件を具備する省・市が当地の実情を踏まえ、製品 CFP 関連試行作業を展開し、政策革新を模索し、財政支援を強化することを奨励し、公共調達、個人消費、エコな移動、カーボンインクルージョン（企業や個人などの脱炭素活動）において CFP の低い製品を優先的に調達し使用することを支援する。</p> <p>➢ 条件を具備する地域では、CFP 業務の先行試行を展開することを奨励する。国が既に CFP 算定規則と標準を公表した製品について、各地域は関連地方規則と標準を公表しない、または遅滞なく廃止する。</p>		
<p>11. 重点業界の企業の先行試行を奨励</p> <p>➢ 重点対外貿易業界を選定して製品の CFP 業務を試行し、重点業界の企業による製品の CFP データ管理システムの構築とデータの自主報告を奨励する。業界・企業による製品 CFP 算定標準の開発を指導し、国際ルールとの整合化を模索する。</p> <p>➢ 国有企業がサプライチェーンの CFP 管理を強化することを奨励する。業界団体、トップ企業による CFP 情報開示関連サービスプラットフォームの構築と国際協力の推進を奨励する。</p>		

【図表 1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
③製品 CFP ルールの国際相互承認の推進	<p>12. CFP を活用した国際貿易規制に積極的に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界主要国の CFP を活用した貿易規制と国際的な製品 CFP 関連ルールの発展動向にフォローし、海運などの重点業界の炭素排出削減政策及びその影響に注目し、対外貿易製品が直面する課題と企業の訴えに焦点を当て、貿易国との意思疎通・連携を強化する。
	<p>13. 製品 CFP ルールの国際相互承認を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点対外貿易製品に係る原材料、半製品、完成品について、現地の製品 CFP 情報の公表・更新を加速させ、国際相互承認を推進する。重点製品 CFP 算定・評価・認証基準、機関・人員資格の認定について、主要貿易国との段階的な相互承認を促進する。
	<p>14. 「一帯一路」関係国の製品 CFP ルールの相互承認を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一帯一路」関係国との交流・協力を強化し、「一帯一路」関係国に適用する製品 CFP 算定・評価・認証基準の策定を共同で推進する。「一帯一路」関係国の製品 CFP マークの相互承認を推進する。
	<p>15. 国際標準規則の策定に積極的に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会、国際標準化機構、世界貿易機関（WTO）などの国際機関との意見交換を強化し、国際製品 CFP 関連標準規則の策定・改定に積極的に参加する。 業界団体、企業が具体的な製品の CFP 国際ルールの策定に参加するよう指導し、リチウム電池、太陽光発電、新エネルギー自動車、電子機器などの分野における製品 CFP の国際標準の策定を目指す。
	<p>16. 国際交流と協力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究機関、業界団体、企業が製品 CFP 関連の国際交流を強化し、製品 CFP データベースの構築、標準の策定、専門人材の育成などの面で協力を展開することを奨励する。
	④製品 CFP 業務能力の強化
<p>18. CFP 関連サービスを規範化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的影響力を有する製品 CFP 算定・評価・認証機関を育成し、業界団体、企業が海外で製品 CFP 関連サービスを提供する拠点を設立することを奨励する。 認証機関の管理制度を整備し、法令規則に違反した責任主体を法に基づき重大違法信用失墜主体名簿に記載し、CFP マークの表示における各種不正行為を厳しく取り締まる。 	
<p>19. CFP 関連人材の育成を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品 CFP 業務に従事する専門人材の育成に力を入れる。政府、学校、企業と業界団体が人材育成メカニズムを共同で構築することを奨励する。 	
<p>20. CFP データの品質を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ、ブロックチェーン、工業インターネット標識解析などの技術を活用し、データ監視・収集・保存・算定・検証の信頼性と即時性を向上させる。 製品の CFP データと全国炭素排出権取引市場及び全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームの関連データとの照合、相互補完を推進する。 業界団体、研究機関、信用調査機関と評価機関などによる製品 CFP 関連情報の共有を強化する。 	
<p>21. データ品質を確保する算定ツールを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> CFP データのスマート算定ツールの研究開発と応用を強化する。CFP 算定とデータベースの構築において、追跡可能なデータを優先的に選択し、CFP データのトレーサビリティ検証も実施する。 	
<p>22. CFP のデータ安全と知的財産権保護を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> データ安全関連法令規則を着実に実施し、製品 CFP データの流通監督管理を強化し、データ交換環境の安全・信頼性を確保する。デジタル技術企業によるクラウド利用のセキュリティサービスの提供を奨励する。 知的財産権の対外譲渡審査制度を整備し、法に基づき国家安全に係る CFP 関連技術の対外譲渡行為を管理する。 重点対外貿易業界の製品 CFP 算定における手薄な分野、潜在的リスクを全面的に整理し、リスク予測と緊急対応メカニズムを構築する。 	

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

『交通輸送における大規模な設備更新の行動方案』の公表に関する交通運輸部等 13 部門の通知
(原文: 交通运输部等十三部门关于印发《交通运输大规模设备更新行动方案》的通知)
交規劃発 [2024] 62 号
交通運輸部など 2024 年 6 月 7 日公表

【主要内容】

- 交通運輸部は国家發展改革委員会、工業情報化部、財政部、中国人民銀行などと連名で、老朽化した自動車や機関車、船舶、物流施設などの更新を推進する活動方案を公表した。この方案は國務院が今年3月に公表した大規模な設備更新と消費財買い替えに向けた活動計画を着実に実行する一環と位置づけられる。
- 「28年までに、新エネルギーバス車両の普及応用を引き続き推進し、重点地域において老朽機関車を基本的に淘汰し、新エネルギー機関車の大規模な代替利用を実現する。交通輸送業界の炭素排出強度と汚染物排出強度は引き続き低下し、汚染物排出総量はさらに低下すること」を目標に掲げた。
- 各地が使用年数10年以上の老朽バス車両の更新を推進することを奨励する。新エネルギーバス車両の動力電池交換に関する政策の策定を検討する。
- 老朽事業用ディーゼルトラックの淘汰・更新を加速させる。新エネルギー事業用トラックの普及を段階的に進める。道路沿線において急速充電スタンド、電池交換ステーション、水素ステーションなどの整備を模索する。
- 老朽船舶（船齡について、内陸航行の旅客船は10年、貨物船は15年、沿海の旅客船は15年、貨物船は20年以上）の廃棄更新を加速させることを支援する。
- LNG（液化天然ガス）、メタノール、水素、アンモニアなどの燃料船の研究開発を加速させる。グリーンメタノール、グリーンアンモニアなどを燃料とした国際航海船舶の発展を支援し、LNG、バイオディーゼル燃料船の沿海、内陸航行を推進する。純電動中小型、短距離内陸航行船舶の試験的応用を支援する。関連インフラの整備も進める。
- 内燃機関車の耐用年数を30年と明確にする。老朽内燃機関車の淘汰と更新を推進する。
- 老朽化した郵便物検査装置、仕分け装置の更新、運搬車両の新エネルギー化、スマート化を支援する。コールドチェーンなどの物流施設のスマート化・低炭素化に向けた改造を後押しする。
- 事業用車両と船舶のエネルギー消費、炭素排出、技術に関する標準を更新する。老朽化した事業用車両と船舶の淘汰・更新に対する補助金政策を着実に実行する他、適用対象や金額基準、手続きなどをより細かく定める実施細則の策定も検討する。この他、金融機関による交通輸送分野の技術改良と設備更新への支援強化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/zhghs/202406/t20240607_4142138.html

地方政策

『上海税関 2024 年の越境貿易利便化促進に向けた特別活動の若干措置』の公表に関する通知
(原文: 关于印发《上海口岸 2024 年促进跨境贸易便利化专项行动若干措施》的通知)
滬商自貿 [2024] 83号
上海市商務委員会など2024年6月3日公表

【主要内容】

- 上海市商務委員会は上海税関などと連名で、貿易の促進と利便性向上に向けた34項目の措置を打ち出した。
- 通関所要時間をさらに短縮する。通関時間を計測するシステムを導入し、部門間のシステム統合を進める。空運や倉庫事業者による週7日間、1日24時間のサービス提供を奨励する。

- 食品の輸入検査時間を引き続き短縮する。要求を満たす動植物及びその製品に対する検査について、「申請後即審査」を実施する。
- 生鮮農産品の通関効率をさらに高める。空運生鮮農産品の通関に対し専門窓口を設け、随時通関検査受付を可能にする事前予約制度を導入する。
- 加工貿易企業の情報共有を後押しする。企業のERP（経営資源管理システム）・WMS（倉庫管理システム）と税関システムのアクセスを進める。
- 輸出入関連税金の減免手続きの効率化を図り、「ERPオンライン申請+迅速審査」モデルの利用範囲をさらに拡大する。
- バイオ医薬品関連企業による研究用薬品の輸入を利便化する。研究用薬品を輸入する際、輸入薬品通関書類の提出を不要にするホワイトリストを機動的に調整する。
- 海外で販売され、国内で未だ登録されていない研究開発用医療機器について、税関は関係部門の意見に基づき通関手続きを実施することが可能である。
- 自動車の研究開発・テスト用廃棄部品（コア）の輸入を認める試行リスト制度を導入し、試行企業及び対象部品リストを定期的に公表する。
- 越境ECに対する輸入税金の電子納税方式を全面的に普及させる。
- 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定などを着実に実行し、原産地証明書の電子交換を展開する。海運企業及び港湾関連企業などがブロックチェーンなどの技術を活用し、貿易関係書類のペーパーレス化をさらに推進することを奨励する。
- 港湾関係使用料のリスト公開制度をさらに改善し、港湾管理者によるリスト以外の料金徴収を禁止する。
- より多くの企業によるAEO（認定事業者）への認定を支援する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://swwww.sh.gov.cn/zwgkqfqtzcwj/20240603/a1b22226df0f4c55b5b8239d7e1c5bbc.html>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。